諮問実施機関：熊本県公安委員会
諮問日：令和７年（２０２５年）　９月５日（諮問第２４９号）
答申日：令和８年（２０２６年）　９月４日（答申情第２０６号）
事案名：ドローン関係文書に係る部分開示決定に関する件

答　　申

第１　審議会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、司法又は行政警察活動のためのドローンの利用に関する文書について、令和７年（２０２５年）３月５日付け熊本県警察本部指令第７１号及び令和７年（２０２５年）３月１０日付け熊本県警察本部指令第８５号で行った各部分開示決定は、いずれも妥当である。

第２　諮問等に至る経過

１　令和６年（２０２４年）１１月１１日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成１２年熊本県条例第６５号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、実施機関に対し、次の内容に係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

司法又は行政警察活動のためのドローン（注１）の利用にかかる、以下(1)ないし(7)のいずれかに該当する文書全て

(1) ドローンの配備に関する決定並びにその理由及び背景を説明する文書

(2) ドローンの利用に関するルールを記載した運用基準、指針及び手順書などの文書

(3) ドローンの利用について作成された記録（例えば、利用の年月日、利用の主体、利用行為の詳細、利用の理由及び背景等）

(4) ドローンの利用に対する事後監査の対象、手続及び結果を記載した文書

(5) ドローンの（ⅰ）調達費用にかかる予算請求の詳細を記載した文書、（ⅱ）仕様書並びに（ⅲ）調達契約書等の調達の詳細を記載した文書

(6) 本情報公開請求に対する開示決定日における配備済のドローンの総数

(7) 本情報公開請求時に対する開示決定日におけるドローンの利用に際し生じた事故の件数と詳細

注１：「ドローン」とは、小型の無人航空機をいい、例えば、撮影、ＡＩシステムによる取得情報の分析・顔や人物の識別、または遠隔情報共有の機能

を有するものを含むがこれらに限られない。

２　令和７年（２０２５年）３月５日、実施機関は、本件開示請求⑵、⑶、⑸及び⑺に該当する行政文書として別表１に掲げる行政文書を特定し、別表１のNo.①～㉑に掲げる部分について条例第７条第２号、第４号又は第６号の規定に該当することを理由に不開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定（以下「本件処分１」という。）を行い、審査請求人に通知した。

また、令和７年（２０２５年）３月１０日、実施機関は、本件開示請求⑹に該当する行政文書として別表２に掲げる行政文書を特定し、No.㉒及び㉓に掲げる部分について条例第７条第４号の規定に該当することを理由に不開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定（以下「本件処分２」という。）を行い、審査請求人に通知した。

さらに、令和７年（２０２５年）３月１０日、実施機関は、本件開示請求⑴及び⑷に該当する行政文書について、作成又は取得しておらず、存在しないとして、不存在による不開示決定（以下「本件処分３」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３　令和７年（２０２５年）５月９日、審査請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、熊本県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して本件処分１のうち、条例第７条第４号の規定により不開示とされた部分の一部及び本件処分２のうち、不開示とされた部分全てについて開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４　令和７年（２０２５年）９月５日、諮問実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第１９条第１項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

本件処分１のうち、条例第７条第４号の規定により不開示とされた部分の一部（別表１No.②、③、⑤ないし⑦及び⑰）及び本件処分２のうち、条例第７条第４号の規定により不開示とされた部分全て（別表２No.㉒及び㉓）の開示を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

実施機関が指摘する、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはいずれも抽象的で具体性を欠く。従い、不開示部分が条例第７条第４号に該当するという判断は判断の基礎を欠く。

本件不開示部分は、以下の理由から、知る権利（憲法２１条）により開示が特に強く要請される。カメラ等が搭載されたドローンは、リアルタイム監視や録画により、個人のプライバシー権（憲法１３条）を侵害し、またプロテスト等の活動を萎縮させる。また、ドローンの落下等の事故により人の身体や生命に危険を及ぼす。ドローンを用いた警察活動の帰結の甚大さに鑑みれば、一般市民がその仕様、性能を知り、警察による使用の状況について調査報道等を通じ必要なコントロールを及ぼすことは、権利侵害を防止し、侵害から生じた損害を回復するうえで必要不可欠である。

海外の民主主義国では、このような捜査手法に適用されるルールを市民に分かりやすい形で開示することが憲法ないし基本権上求められるという規範が確立し、それに基づいた運用がなされている。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

１　弁明書の要旨

（１）本件処分１について

ア　別表１No.②及び⑤の不開示部分は、無人航空機（注２）の運用対象事案の例示の一部であり、無人航空機の運用対象事案となるか否かの詳細に関する情報が記載されている。また、別表１No.⑰の不開示部分には、実施機関が保有する無人航空機の機種名及び保有所属に関する情報が記載されている。

当該情報は、公にすることにより、犯罪行為及びテロ行為等を企図する者の研究・分析材料となり、捜査手法及び対処体制の推測、電波妨害等の対抗措置を講じられるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第７条第４号に該当する。

イ　別表１No.③及び⑥の不開示部分には、無人航空機の運用の具体的な要件及び手続に関する情報が記載されている。

当該情報は、公にすることにより、犯罪行為及びテロ行為等を企図する者の研究・分析材料とされ、警察の事案認知から無人航空機の運用開始までに要する時間の推測が可能になるなど、犯罪行為や証拠隠滅等の実行を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第７条第４号に該当する。

ウ　別表１No.⑦の不開示部分には、システムの定期点検の実施に関する情報が記載されている。

当該情報は、公にすることにより、システムの性能及び安定的な稼働のた

めの保安体制といった犯罪捜査及び警備実施等に対する警察の対処能力が明らかになり、システムの点検時などの隙間を突いて犯罪行為及びテロ行為等が敢行されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第７条第４号に該当する。

注２：「無人航空機」とは、「『無人航空機運用要領』の制定について（通達）」（令和６年３月２９日付け熊備二第１６０号熊本県警察本部長通達）の「２　用語の定義」に規定される「ドローン」のことをいう。

（２）本件処分２について

別表２No.㉒及び㉓の不開示部分には、実施機関が保有する無人航空機の機種、台数及び配備所属等に関する情報が記載されている。

これらの情報は、公にすることにより、犯罪行為及びテロ行為等を企図する者の研究・分析材料となり、捜査手法及び対処体制の推測、電波妨害等の対抗措置を講じられるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第７条第４号に該当する。

２　説明聴取の要旨

ア　別表１No.②及び⑤の不開示部分は、無人航空機の運用対象事案として、災害や人命救助以外で運用対象となる事案が記載されているが、当該情報を公にすることで、対象事案における使用する無人航空機の機種の推測等につながるおそれがあり、機種を推測されると、犯罪行為及びテロ行為等を企図する者により具体的な対処体制の推測、電波妨害等の対抗措置を講じられるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

イ　別表１No.⑰及び別表２No.㉒、㉓の不開示部分には、実施機関が保有する無人航空機の機種、保有数、配備所属等に関する情報が記載されている。これらの情報が公になることにより、実施機関のテロ対処能力や体制を特定又は推認させ、性能等を超えた移動、潜伏、攻撃、逃走方法等によるテロの敢行、技術的なぜい弱性を突いた遠隔操作若しくは搭載カメラ映像の窃視、又は配備状況の集中・分散といった対処体制の空白を突くなどの対抗措置を行うための有意な情報を与えることとなり、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめ、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある。

第５　審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、原処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1　審議の対象について

審査請求人は、第３の１のとおり、原処分のうち条例第７条第４号の規定を適用し不開示とした部分の一部について審査請求を行っていることから、審議会では、審査請求人が争うこととしている別表１No. ②、③、⑤、⑥、⑦、⑰及び別表２No.㉒、㉓を審議の対象とする。

2　原処分の妥当性について

（1）条例第７条第４号の規定及び解釈について

ア　条例第７条第４号は、次の情報を不開示情報として規定している。

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

イ　本号の趣旨としては、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を伴い、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断（認定）を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であるとされている。

ウ　以上を踏まえ、審議会においては、本件不開示部分を条例第７条第４号の規定により不開示とした実施機関の判断に相当の理由があると言えるかについて、以下検討する。

（2）条例第７条第４号該当性について

ア　審議会において対象文書を見分したところ、別表１No.②及び⑤の不開示部分には、無人航空機の運用対象となる事案に係る情報が記載されていることが認められた。

当該情報は、これを公にすることにより、実施機関が災害や人命救助以外にどのような事案を無人航空機の運用対象とするかという情報を明らかにすることとなり、テロ等違法行為を企図する者が、当該情報を悪用し、当該対象事案に使用する無人航空機の機種の推測等を行うことで対象事案への対抗措置を講じるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報については、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があり、条例第７条第４号により不開示としたことは是認できる。

イ　別表１No.③、⑥の不開示部分にあっては、無人航空機の運用対象事案発生時における出動・応援要請の具体的な運用方法や手続情報が、別表１No.⑦の不開示部分にあっては、無人航空機の定期点検に係る具体的な実施方法が記載されていることが認められた。

　これらの情報は、これを公にすることにより、無人航空機を運用するための手続に要する時間やシステムの定期点検に係る周期などの具体的な運用方法を特定又は推認され、テロ等違法行為を敢行しようとする者による証拠隠滅やシステムの死角を突く犯罪行為が容易となり、実施機関の対処能力を踏まえた対抗措置を講じられるおそれがあると認められる。

　したがって、当該情報については、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があり、条例第７条第４号に該当する。

ウ　別表１No.⑰の不開示部分にあっては、実施機関が保有する無人航空機の機種及び配備所属が、別表２No.㉒、㉓の不開示部分にあっては、実施機関が保有する無人航空機の用途種別、機種・メーカー名、保有数、整備年月日、単価、運用状況、配備所属等に関する情報が記載されていることが認められた。

　これらの情報は、これを公にすることにより、実施機関が保有する無人航空機の仕様及び性能や配備状況が特定又は推認され、テロ等違法行為を敢行しようとする者により、実施機関が保有する無人航空機の性能や数量等を踏まえた対抗措置を講じられるおそれがあると認められる。

　したがって、当該情報については、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があり、条例第７条第４号に該当する。

（３）小括

　以上のことから、本件対象文書につきその一部を条例第７条第４号に該当するとして不開示とした本件処分１及び本件処分２は、いずれも妥当である。

（４）審査請求人のその他の主張について

　審査請求人のその他の主張については、審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

３　結論

以上により、冒頭の「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

第６　経過

以下のとおり。

年　月　日	審　議　の　経　過
令和７年（２０２５年）　９月　５日	・諮問（第２４９号）
令和８年（２０２６年）　６月１１日	・審議
令和８年（２０２６年）　７月　９日	・実施機関からの説明聴取、審議
令和８年（２０２６年）　８月１９日	・審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第１部会
部会長　　大日方　信春
委　員　　伊豆野　和代
委　員　　竹本　　正盛

別表１（本件処分１）

対象文書名称	No.	原処分で不開示とした部分	不開示根拠規定（条例第７条）	審議対象
「無人航空機運用要領」の制定について（通達）	①	「本件担当」に記載された警察電話の番号	第６号（事務又は事業に関する情報）	—
	②	「３　運用対象事案」、「１３　教養訓練」のうち、ドローンの運用対象事案に関する記載の一部	第４号（公共の安全等に関する情報）	対象
	③	「９　運用対象事案発生時の運用方法」のうち、出動、応援の要請等に関する記載の一部	第４号（公共の安全等に関する情報）	対象
無人航空機型映像撮影伝送システム運用要領の制定について（通達）	④	「本件担当」に記載された警察電話の番号	第６号（事務又は事業に関する情報）	—
	⑤	「３　運用対象事案」のうち、運用対象事案に関する記載の一部	第４号（公共の安全等に関する情報）	対象
	⑥	「８　運用対象事案発生時の運用方法」のうち、出動、応援の要請等に関する記載の一部	第４号（公共の安全等に関する情報）	対象
	⑦	「１４　保守・点検」のうち、定期点検の実施に関する記載	第４号（公共の安全等に関する情報）	対象
	⑧	「別記様式第２号」の記載例の一部	第４号（公共の安全等に関する情報）	—
無人航空機の飛行に係る許可・承認書	⑨	警部補又は同相当職以下の階級にある警察職員の氏名及び印影	第２号（個人に関する情報）	—
	⑩	決裁欄にある警察職員の印影、申請者の所属及び氏名、許可等の期間、無人航空機の機種名	第４号（公共の安全等に関する情報）	—
県警ドローンオペレーター指定表	⑪	警部補又は同相当職以下の階級にある警察職員の氏名	第２号（個人に関する情報）	—
	⑫	警部補又は同相当職以下の階級にある警察職員の所属及び階級、講習の	第４号（公共の安全等に関する情報）	—

		種類・修了日、指定年月日		
無人航空機の飛行記録	⑬	警部補又は同相当職以下の階級にある警察職員の氏名	第２号 （個人に関する情報）	―
	⑭	・無人航空機の登録番号、シリアルナンバー、機種名及び配備年月日 ・特定年月日の飛行概要 ・特定年月日の特記事項	第４号 （公共の安全等に関する情報）	―
リスク評価表	⑮	警部補又は同相当職以下の階級にある警察職員の氏名	第２号 （個人に関する情報）	―
寄附等関係書類	⑯	警部補又は同相当職以下の階級にある警察職員の氏名	第２号 （個人に関する情報）	―
	⑰	・「寄附物品受領書」「令和５年度寄附物品一覧表」「小型無人航空機（ドローン）配分先【備品】」「寄附採納額」「寄附採納承認書」「令和５年度寄附要望物品一覧表」に記載された無人航空機の機種名 ・「小型無人航空機（ドローン）配分先【備品】」に記載された「所属名」及び「設置場所」の一部	第４号 （公共の安全等に関する情報）	対象
	⑱	起案用紙の「起案者」欄に記載された警察電話の番号	第６号 （事務又は事業に関する情報）	―
物品損傷報告関係書類 （次頁に続く）	⑲	・警部補又は同相当職以下の階級にある警察職員の氏名及び印影 ・「請求書」に記載された法人担当者の印影	第２号 （個人に関する情報）	―
	⑳	・「物品損傷報告書」「物品損傷事故発生速報」「速報に時間を要した理由書」「物品亡失（損傷）報告（通知）書」に記載された損傷の場所 ・損傷場所の地図及び損傷した機体の写真 ・「使用物品損傷報告書」の「損傷	第４号 （公共の安全等に関する情報）	―

		事由」の一部		
	㉑	起案用紙の「起案者」欄に記載された警察電話の番号	第６号 (事務又は事業に関する情報)	―

別表２（本件処分２）

対象文書名称	No.	原処分で不開示とした部分	不開示根拠規定 （条例第７条）	審議対象
都道府県費整備のドローンの保有状況等調査表	㉒	調査表中の記載（種別、メーカー・機種、保有数、保有・導入の別、整備年月、レンタル・リース期間、単価、運用状況、画像・動画の保存、登録記号、情報流出防止策の実施状況、配備所属、管理担当者、連絡先）	第４号 (公共の安全等に関する情報)	対象
国費整備のドローンの保有状況等調査表	㉓	調査表中の記載（種別、メーカー・機種、保有数、故障機状況、保有・導入の別、整備年月、レンタル・リース期間、単価、運用状況、画像・動画の保存、登録記号、情報流出防止策の実施状況、配備所属、管理担当者、連絡先）	第４号 (公共の安全等に関する情報)	対象